

外地一特に南方病係一被留將兵の問題に
關する説明資料

昭和二十一年八月十六日

第一復員局總務課

歸還者の報告等を綜合すると外地被留將兵には最近次の様な精神上の不安、動搖が増大しつつあり又生活上に於ても色々同情に堪へざる困難性がある様である

右は「ソ」聯綿系地域に就ては大体御承知の程度で又中國に於ても色々問題があるが以下は特に南方病係の事情を綜合したものである

「精神上の不安、動搖の實情と之が對策

端的な例として最近「ビルマ」に於て長期に亘り出征してゐた某部隊に於て歸還出来ないことに端を発し畢竟幹部が無能だからだ

とし不祥な騒擾が起り遂に英軍の協力を求め涙を呑んで斬乎たる處斷に出て斯の種問題の他に波及するを防止する對策をとつた實例がある而も之に似た傾向が各種の部隊に潛在し逐次上下の信頼關係が長はれつゝある様で慨歎に堪へないものがある

元來終戦後轉ての希望を失つた軍隊の秩序を維持して來たものは固より傳統の力ではあるが實質的には内地に歸還して平和日本の建設に参加する希望を基礎とし幹部もこれを唯一の頼りとして自重させ得て來たのである然るに最近最終船引揚といふ事態に直面するに至り將兵が唯一の希望を失ひ自暴自棄の心理に陥はれるに至つたといふことは寧に同情に堪へぬものがあり之を責めるのが酷であると思はれる程である

而して右の結果被留者の行動が今後殘留目的にも合せず最悪の場合今日迄の頗調な猶過を覆す様な不祥事でも起つては遂に申請ない次第である

そこで被留者の精神的不安動盪の要因、原因を考へて見るとイ、諱避の遅延すること及歸還時期の目途がないことロ、留守宅を心配すること、一應通信は許可されてゐるが頑る不穩等である

ハ、現に從事して居る労務が意味のない雑役的なものであり且その手務から何等酬ふられるものがないこと

ニ、諱避後の國內の受入れに不安があること

等であつて之が對策は自ら明瞭である

二 生活の實情と之が對策

日常生活の大部は労務でめつて而もそれが便所掃除乃至當番兵の如き種役的下等勞務で精神的に大なる苦痛を伴ふと共に全く報酬を與へられず甚だしきは蒸氣、歯磨、石鹼の類も手にし得ないところもある勿論酒、煙草、其他の嗜好品は與へられず又何等の慰安娛樂施設がないのが常らしい僅かに現地住民の好意、同情があつて之に依つて煙草等を得て居るところもある様である

食糧、衛生に就ては終戦直後色々窮屈した状況があつた様であるが最近は好んで善い様な報告は駄くなつて来て居るが悪いところがあることは屢々である

概要以上の様な生活であるから何としても早く諱避させて貰ふこと

が第一であり又殘留者の用途から見ても至當であると思ふそれが出来なければせめて其の時期を確約して東も角自述を與へることが必要である。

次に殘る場合に於ては先づ殘つて居る者を本國に明瞭に知らせて貢ひ家庭との通信を確保して貢ふ等精神的の安堵を與へることが計要である。

又日常生活の志氣を鼓舞する爲適當な生活上の慰安を與へて貢はねばならぬ内地から新聞を空輸して貢ふなど極めて喜ばれると思ふ。そして政策的には留守宅の世話とか勤務に對する報酬とか物質的に何とかその勞苦を救濟してやることが超軽必要である。

右は實に殘留者個人並日本側の爲ばかりでなく殘留者を使用する

合軍自体の爲でもあること明瞭である

三、外地長期殘留者數別表の通り

別紙

外 地 長 期 残 留 者 表

外務省管理局在外邦人部
大正二十一年七月

考 備	總	域	地	方	南	國	地 區 別		分		戰 犯 關 係		合 計	
							軍	民	小	軍	民	小	軍	民
			華	北	七三六	六八四六	七五八二	一八四	一一六	三一〇	七八九二			
			華	中	三三	四五八	四九一	六九六	一二八	八二十四	一三一五			
			華	南	五一	一八八	二四〇	八六五	七一	九三六	一七六			
			臺	灣	二七一〇七	二七一〇七	四七	一一	五八	二七一六五				
			小	計	八二一	三四五九九	三五西一〇	一七九二	三三六	三一二八	三七五四八			
			南	部	佛	印								
			南	西	諸	島								
			其	他	小	計								
			太平	洋	諸	島								

- 一、中國に關する数字は主として中國戰區日本官兵善後經済局の報告による
- 二、南方諸地域に關する数字は引揚者の報告を総合した概数である
- 三、戰犯關係者中には容疑者・辯護人・證人・通譯等一切を含む
- 四、南方諸地域の軍民の區別は判明しないが大部分關係者と考へられる